

議案第94号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、令和3年3月31日をもって、尾張市町交通災害共済組合を脱退させることに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合同規約を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の3区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同規約別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。

## 議案の概要

### 1 変更理由

令和3年3月31日をもって尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、愛知県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

### 2 変更内容

組合を組織する地方公共団体から尾張市町交通災害共済組合を削ること。（別表第1及び別表第2関係）

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。